

「消費税率の改正に伴う入札・契約手続」について

平成 26 年 3 月 26 日
長野市財政部契約課

消費税及び地方消費税の税率が改正され、平成26年4月1日（施行日）を以って、8%が課されることとなりましたので、同日以降に契約を締結するものについては、下記により入札・契約手続を行いますので、ご留意をお願いします。

記

1 該当する案件について

平成26年4月1日以降に契約を締結する物品の購入、建設工事及び業務委託等（準備のため、3月中に入札（見積）を行うものを含みます。）

2 入札書等の記載について

見積額（税込総価）の **108分の 100に相当する金額** を入札書に記載（電子入札システムに入力）してください。

○長野市建設工事等競争入札心得 第3条（入札の方法）第9項

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の **108分の 100に相当する金額** を入札書に記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

○長野市電子入札システム利用規約 第9（入札金額の入力）第2項

落札決定の際、入札書に記載された金額に当該金額の **8%に相当する額** を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の **108分の 100に相当する金額** を入力します。

3 契約の締結について

入札又は見積書に記載された金額に当該金額の **100分の8に相当する額** を加算した金額を契約金額とします。

○長野市建設工事等競争入札心得 第15条（契約の締結）第5項

契約金額は、落札又は決定された金額に当該金額の **100分の 8に相当する額** を加算した金額（単価契約の場合を除き、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額）とする。

なお、契約書の作成にあたっては、次の箇所について御確認いただくようお願いいたします。

また、これまでに入手され、お手元に残っている用紙で **105分の5**と記載されたものは、新たな用紙を御用意いただくようお願いいたします。

建設工事の請負契約書については、4月1日から「北信建設事業協同組合」で販売します。

〇 〇 契 約 書					
1	〇 〇 名				
2	場 所				
3	期 間	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで
4	契 約 額	金			円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円					
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 108分の8 を乗じて得た額である。					
〔 () の部分は、受注者が課税事業者である場合に使用する。〕					

この箇所について、御確認をお願いします。

4 その他

(1) 変更契約の締結について

平成 26 年 3 月 31 日以前に契約を締結した、主に建設工事及び工事に係る業務委託に係る変更契約については、4 月以降も旧税率が適用される場合があります。

なお、建設工事及び工事に係る業務委託の「変更契約書」をホームページに掲載しておりますが、いずれの税率によるかは案件ごとに異なりますので、お手数ですが、各担当課へお問い合わせいただくようお願いいたします。



【長野市】「入札・契約で使用する用紙などについて<工事・測量等>」

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/keiyaku/33404.html>

(2) 建設工事の請負契約書に係る収入印紙について

建設工事の請負契約書に係る印紙税については、平成30年3月31日までに作成されるものについて、軽減措置が適用されています。

また、平成26年4月1日以降作成されるものについては、軽減措置が拡充され、貼付すべき額が変更になります。

建設工事の請負契約書を作成いただくにあたっては、留意してください。

詳しくは、「国税庁ホームページ」をご覧ください。



【国税庁】「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-07>